

令和8年3月12日

令和8年

第4回米子市教育委員会臨時会議案

(当日配布分)

【議案第17号】

米子市教育委員会

令和8年第4回米子市教育委員会臨時会議案

目 次

議案第17号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 17 号

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

教育に関する事務に係る米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案を作成することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和 8 年 3 月 12 日

米子市教育委員会

議案第 号

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
次のとおり米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

米子市長 伊 木 隆 司

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例（教育に関する事務に係る部分）

（米子市学校施設の使用に関する条例の一部改正）

第11条 米子市学校施設の使用に関する条例（平成17年米子市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>〔省略〕</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（米子市立箕蚊屋中学校に係る学校施設の使用料の特例）</u></p> <p>2 <u>米子市立箕蚊屋中学校に係る学校施設の使用についての第7条第2項の規定の適用については、同項中「市外」とあるのは、「市又は西伯郡日吉津村外」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）の解散前に旧米子市日吉津村中学校組合学校施設の使用等に関する条例（昭和32年米子市日吉津村中学校組合条例第3号。以下「旧組合条例」という。）の規定によりした学校施設の使用に係る処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は組合の解散の際現に旧組合条例の規定によりされている学校施設の使用に係る同意の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この条例の相当の規定によりした処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</u></p> <p>4 <u>組合の解散前に旧組合条例の規定により米子市日吉津村中学校組合教育委員会又は米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の校長に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、組合の解散の日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例の相当の規定により教育委員会又は米子市立箕蚊屋中学校の校長に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[新設]</p> <p>— [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p>5 <u>組合の解散の日前において旧組合条例の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>6 <u>組合の解散の日前にした行為により学校施設に生じた損害の賠償については、なお従前の例による。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号参考資料

米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例

(制定理由)

米子市日吉津村中学校組合（以下「組合」という。）を解散し、その解散に伴う事務を本市が承継するに当たり、関係条例において必要となる経過措置等を定めるため、制定しようとするものです。

(制定内容)

1 次に掲げる条例について、組合を解散し、その解散に伴う事務を本市が承継するに当たり必要となる経過措置等を定めることとする。

- (1) 米子市情報公開条例
- (2) 米子市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 米子市職員の育児休業等に関する条例
- (4) 米子市職員の分限の手續及び効果に関する条例
- (5) 米子市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (6) 米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (7) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例
- (8) 米子市職員等の旅費に関する条例
- (9) 米子市行政財産使用料条例
- (10) 米子市手数料条例
- (11) 米子市学校施設の使用に関する条例
- (12) 米子市表彰条例
- (13) 米子市いじめ問題検証委員会条例
- (14) 米子市行政不服審査法施行条例
- (15) 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (16) 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例

※ これらの条例のうち、下線で示す条例が、教育に関する事務に係るものである。

2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

[条例改正の必要性]

組合の解散に伴い、組合の解散前に組合の条例の規定によりした申

請、処分、通知等の行為について、組合の解散後においては本市の関係条例の規定によりした行為とみなす等の必要な経過措置を定めるほか、市立箕蚊屋中学校に係る学校施設の使用料の特例（※）を定める必要がある。

※ 組合の条例において、「米子市又は日吉津村外に住所又は所在地を有する者」が組合立箕蚊屋中学校に係る学校施設を使用する場合の使用料の額は、同条例に定める使用料の額に100分の200を乗じて得た額とされている。

本市の条例においては、「米子市外に住所又は所在地を有する者」が学校施設を使用する場合の使用料について同様の取扱いとしているところ、市立箕蚊屋中学校に係る学校施設については、これまでの経緯を踏まえ、その取扱いの対象となる者の範囲を「米子市又は日吉津村外に住所又は所在地を有する者」とする特例を定めることとする。